

規制の事前評価書

法令案の名称：金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和8年2月26日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 地域の人口の減少等の社会経済情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の強化を図るため、金融機関等の資本の増強に関する措置の期限を廃止して当分の間の措置とするとともに、大規模な災害等の事態における当該措置の特例の創設、共同で利用する情報処理システムの設計又は開発を実施する金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度の創設、協同組織金融機関が資本金等の額を減少して一般の優先出資を消却することができる制度の創設等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 地域金融機関は、地域の「要」として地域金融力を発揮していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上で、経済・市場の変動への対応に加え、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。また、人口減少・少子高齢化が進行する中で預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある。更に、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがある。
- ・ こうした課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくためには、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備を行う必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

①資本参加制度における新たな枠組みの整備

- ・ 資本参加制度は、自己資本の充実により経営基盤を強化しようとする地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引受け等による資本参加を行う制度である。
- ・ 資本参加制度においては、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により自己資本の充実が必要となった地域金融機関等を対象とした特例（経営強化計画の記載事項や審査基準を緩和）が整備されているが、震災特例については既に平成29年3月末に申請期限を迎えているほか、コロナ特例の申請期限も令和8年3月末に迫っている。こうした中、将来発生するおそれがある大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等に備え、その後の地域の復興や地域経済の再生に必要な金融機能の発揮に万全を期すため、現行の震災特例に相当する資本参加の特例を予め制度的に整備し、必要に応じて個別の災害等を指定することで当該特例を適用できるようにする。
- ・ 資本参加先における不祥事案を踏まえ、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のために必要な規定を整備する。具体的には、資本参加の方式にかかわらず、全件を金融機能強化審査会の事前意見聴取の対象にする。また、資本参加先の協同組織金融機関については、監査機能の強化の観点から、複数の員外監事（うち最低1名は主要な取引先の役員等でないなどの十分な独立性が確保された者とする）の選任に関する

事項を経営強化計画に記載することを求める。加えて、当局が資本参加先の金融機関に対し必要に応じて経営強化計画の変更を命ずる権限を金融機能強化法に創設する。

②資金交付制度における新たな枠組みの整備

- ・ 資金交付制度は、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを実施する地域金融機関等に対し、経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（情報システム整備等）の一部について国（預金保険機構）が資金交付を行う制度である。
- ・ 中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資するシステムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備する。

【緩和】

<法令案の要旨>

- ・ 【新設・拡充】欄と同じ。

<規制を緩和する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 【新設・拡充】欄と同じ。

<必要となる規制緩和の内容>

③資本参加制度の期限延長・拡充

- ・ 資本参加制度は、現行法上、令和8年3月末に申請期限を迎える。地域金融機関等は、長期にわたり、人口減少等の構造的課題に対応しつつ、その金融機能を維持・強化していく必要があること等から、資本参加制度を長期的な目線から「当分の間」の措置とする。

④資金交付制度の期限延長・拡充

- ・ 資金交付制度は、現行法上、令和8年3月末に申請期限を迎える。今後も地域金融機関等による合併・経営統合等の事業の抜本の見直しによる経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくため、資金交付の申請期限を令和13年3月末まで5年間延長する。
- ・ 交付対象行為に、当事者である金融機関以外の者からの株式取得（例えば、公開買付け）を通じた他の金融機関の子会社化を加える。
- ・ 他の金融機関の子会社化等、情報管理を徹底しつつ短期間で実行される経営統合もあることを踏まえ、実施計画の策定に要する期間を考慮し、経営統合後の相当の期間内に資金交付の申請を行うことも可能とする。

⑤優先出資の消却方法の弾力化

- ・ 協同組織金融機関の資本調達については、株式会社とは異なり、会員・組合員である中小零細企業や個人からの普通出資が基本とされており、これを補完する制度として、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（優先出資法）により、会員・組合員以外の者からの優先出資を可能とする制度が創設されている。
- ・ 優先出資は制度上普通出資を補完するものと位置付けられており、その消却原資には、普通出資の増加分や剰余金が充てられることが想定されているが、実際には、会員・組合員から新たに普通出資を募ることや、剰余金を十分に積み上げることは必ずしも容易ではない。このため、供与資本の返済が柔軟に進められず、優先出資の出し手から見ると、投下資金の回収可能性が予見し難く優先出資を行いにくいとの指摘がある。一方で、金融機能強化法に基づく資本参加の場合には、資本金等を減少させ、剰余金に振り替えて消却原資とする優先出資法の特例が設けられている。
- ・ こうした中、優先出資の消却可能性、すなわち優先出資の出し手にとっての投下資金の回収可能性を高め、

協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、金融機能強化法における特例の消却方法を参考にしながら、債権者保護の手続を設けた上で、優先出資法における優先出資の消却方法が弾力化されるよう見直すこととし、もって協同組織金融機関が自己資本の充実を図りやすくする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）※緩和に該当する③、④、⑤は記載不要。

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

①資本参加制度における新たな枠組みの整備

- ・ 災害等特例については、代替案として、災害等の発生後にその都度当該災害等に応じた特例を整備する対応も検討したが、代替案の場合、迅速かつ機動的な対応を行うことに限界があり、地域金融機関等の金融機能の維持、ひいては地域の復興や地域経済の再生に支障が生じかねないことから、採択しないこととした。
- ・ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のために必要な規定の整備については、代替案として、資本参加前の当局検査を必須とする対応も検討したが、当局検査が長期に及んだ場合、地域金融機関等が適切なタイミングで資本参加を受けることができないおそれがあることなどから、採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

①資本参加制度における新たな枠組みの整備

- ・ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のために必要な規定の整備については、代替案として、法令上の規定を設けずに、当局のモニタリングの強化・実施のみで対応することも検討したが、公的資金による資本参加を行うという制度の性質に鑑み、当該非規制手段と併せて、制度面からも規定を整備する必要があると判断した。

②資金交付制度における新たな枠組みの整備

- ・ 代替案として、法令上の枠組みを設けずに、地域金融機関等との対話を通じたシステム共同化支援の促進のみを行うことも検討したが、システムの共同化に要する費用が障壁となり政策効果が十分に得られない可能性に鑑み、当該非規制手段と併せて、制度面からも枠組みを整備する必要があると判断した。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

①資本参加制度における新たな枠組みの整備

- ・ 本案では、災害等の発生時においても地域金融機関等（地域銀行約 100 先、信用金庫・信用組合約 400 先等 [2025 年 12 月末時点]）が金融機能を維持・発揮し、地域の復興や地域経済の再生に貢献できるようになるほか、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保により、制度の透明性の確保や不祥事案発生による金融システムの信用低下を避けられるといったプラスの効果が得られる一方で、地域金融機関等における遵守費用や当局における行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果

が得られると考えられる。

②資金交付制度における新たな枠組みの整備

- ・ 本案では、地域金融機関等におけるシステムの共同化が促進され、非競争領域におけるコストが削減されるといったプラスの効果が得られる一方で、地域金融機関等における遵守費用や当局における行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

【緩和】

③資本参加制度の期限延長・拡充

- ・ 本案では、申請期限の延長によって、自己資本の充実を図る地域金融機関等が資本参加制度を活用し、地域経済の活性化に貢献できるほか、地域金融機関等の破綻に伴う経済・社会的コストの発生を未然に防ぐことができるといったプラスの効果が得られる一方で、地域金融機関等における遵守費用や当局における行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

④資金交付制度の期限延長・拡充

- ・ 本案では、申請期限の延長によって、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを実施する地域金融機関等が資金交付制度を活用し、地域経済の活性化に貢献できるといったプラスの効果が得られる一方で、地域金融機関等における遵守費用や当局における行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

⑤優先出資の消却方法の弾力化

- ・ 本案では、優先出資の消却可能性を高め、協同組織金融機関に対する優先出資が行いやすくなるといったプラスの効果が得られる一方で、地域金融機関等における遵守費用や当局における行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

①資本参加制度における新たな枠組みの整備

②資金交付制度における新たな枠組みの整備

<遵守費用>

- ・ 制度を活用する地域金融機関等において、申請手続に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。

<行政費用>

- ・ 申請の審査に係る費用が発生する。また、制度を活用する地域金融機関等に対する計画の実施状況や関連法令の遵守状況等についてのモニタリングに係る費用が発生する。

※ 制度を活用するかどうかは、個々の地域金融機関等の経営判断によるものであり、現時点で計数を推計することはできないが、事後評価までに制度の活用件数や金額等を把握予定。

【緩和】

③資本参加制度の期限延長・拡充

④資金交付制度の期限延長・拡充

<規制緩和により顕在化する負担>

該当なし。

<行政費用>

- ・ 申請の審査に係る費用が発生する。また、制度を活用する地域金融機関等に対する計画の実施状況や関連法令の遵守状況等についてのモニタリングに係る費用が発生する。

※ 制度を活用するかどうかは、個々の地域金融機関等の経営判断によるものであり、現時点で計数を推計することはできないが、事後評価までに制度の活用件数や金額等を把握予定。

⑤優先出資の消却方法の弾力化

<規制緩和により顕在化する負担>

- ・ 優先出資の消却方法として本案により弾力化された方法を活用する場合に、資本金等の額の減少が債権者の債権回収に影響を及ぼす可能性があるところ、本案では債権者保護に係る規定を併せて整備することとしている。

<行政費用>

- ・ 協同組織金融機関に対する関連法令の遵守状況等についてのモニタリングに係る費用が発生する。

※ 優先出資を活用するかどうか、またその消却方法として本案により弾力化された方法を活用するかどうかは、個々の協同組織金融機関の経営判断によるものであり、現時点で計数を推計することはできない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- ☐ その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくためには、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備として、金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等を行う必要がある。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」：令和7年9月5日、10月2日、10月28日、12月4日

※ 地域金融機関の業界団体等がオブザーバーとして参加。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/chiikikinyuryoku_wg/chiikikinyuryoku_wg.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」の施行後５年ごとに、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。